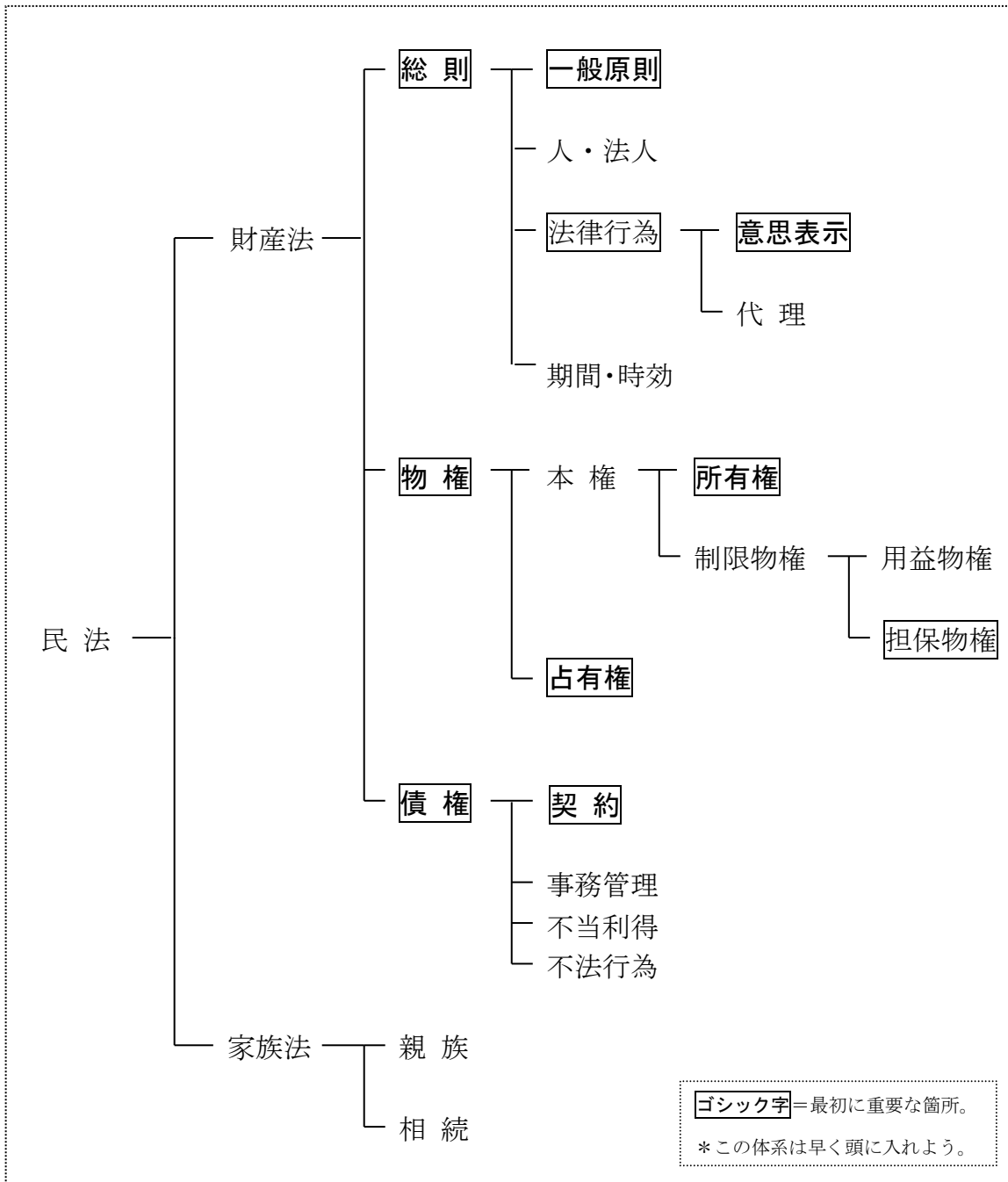


Unit1 民法とは

■ Chap0 ■ 民法とは

Q. 民法とは？思いつく限りのことを，自由に挙げてみよう。

■ Chap1 ■ 民法の全体構造～条文を見てみよう



■ Chap2 ■ 物権と債権の区別

1 性質

物権＝物を直接支配する権利

代表例) 所有権

債権＝特定の人に対して特定の行為を請求する権利

代表例) 契約上の権利 (売買契約＝目的物引渡請求権と代金支払請求権)

物権		債権
支配権 (物を直接支配する権利)	性質	請求権 (行為を請求する権利)
○	排他性	×
○	物権的請求権	×
優先	衝突した場合	劣後

2 排他性

ある物に対して複数の人が権利を主張できるか否か

物権には排他性があり、債権には排他性がない

→物権：「一物一権主義」が導かれる

債権：二重に契約を締結しても有効となる

3 物権的請求権

物権は物に対する直接的な支配権なので、物の支配が妨げられたときは、支配を回復する権利が認められる

例) 土地の不法占拠者に対する返還請求権

～最初はとっつきにくいですが、物権・債権についてイメージを少しずつ固めていこう～

■ Chap3 ■ 民法を支配する一般原理

1 私的自治の原則

すべての個人が自由・平等とされる現代において、権利を持ったり義務を負ったりする法律関係を成立させているのは、各個人の意思であるとする考え方。民法上規定はないが、憲法の経済活動の自由に由来する。

- 自らの意思によらなければ権利を持ったり義務を負ったりすることはない。
- 「契約自由の原則」
 - ①締結の自由 (521 条 1 項)
 - ②内容の自由 (521 条 2 項)
 - ③方式の自由 (522 条 2 項)

2 信義則 (1 条 2 項)

たとえ権利を持っていたとしても無制限に行使できるわけではなく、相手方の信頼を裏切ってはならないとする原則

<信義則の代表的機能>

- ①法律行為解釈の指針 契約内容の意味を明らかにする
- ②条文を補充する機能 法律もすべてをカバーしているわけではない
- ③禁反言の原則 矛盾した態度をとって相手方の信頼を裏切ってはいけない
- ④クリーンハンズの原則 不法なことをすれば法の保護は受けられない

3 公序良俗に反しないこと (90 条)

公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする (90 条)。

社会的妥当性を欠く、国家や社会の一般的利益や一般的倫理に反するような契約は、法的保護に値しない。

例えば、愛人契約や賭博資金を貸す契約などは法的保護に値せず、90 条により無効とされる。

～他にも権利濫用など様々な原理・原則があるがここでは上記3つにとどめておく。